

〔研究ノート〕

明治前期木曾谷ヒノキ造林地に関する一考察

——明治九年「諸苗木培養一件綴込」について——

清水 祐三

はじめに

一 木曾山にみる木曾ヒノキの歴史

二 「諸苗木培養一件綴込」にみる植栽事業

(一) 植栽地について

(二) 費用総額 一二六五円

(三) 植栽作業の実際

(四) 降旗喜代三のこと

三 植栽四地区の推移・現況

(一) 推移と現況

① 大桑村子持山について

② 大桑村勝井坂について

③ 読書村大原(現南木曾町)について

④ 読書村松山(現南木曾町)について

四 培養事業の歴史的背景と意義

(一) 内務省による積極的造林施策と木曾山

明治前期木曾谷ヒノキ造林地に関する一考察

- (二) 植栽年について
 - (三) 公有地の廃止へ
 - (四) 綴り込まれた文書からの検討
 - (五) 本山官山について
- おわりに

はじめに

本稿は、以前地方史『信濃』(第六八巻第三号、二〇一六年)に掲載した拙稿「県下最古のヒノキ造林地の研究」を基に、新史料や証言を加えて再考察したものである。なお、前掲『信濃』のサブテーマに、「天王洞国有林二五三は林小班」としたが、「二五三は林小班」は木曾郡大桑村旧野尻営林署時代の呼称であって、その後森林管理署南木曾支所への統合によって「一二五三は林小班」と改名されている。

そこで以下に、この「諸苗木培養一件綴込」(後述)を基に、木曾山にお

ける造林の歴史から明治前期木曾谷ヒノキ造林地に関わる多くの疑問点を拾い出してみたい。

一 木曾山にみる木曾ヒノキの歴史⁽¹⁾

日本におけるヒノキ人工植栽最古の記録は、今からおよそ千年前の高野山における一〇一四年頃としている⁽²⁾。これは高野山の復興と軌を一にしている。年代を概略すれば次のようになる⁽³⁾。

- ・ 八三五年 空海没す
- ・ 八八七年 高野山金剛峰寺の壇上伽藍完成
- ・ 九二一年 醍醐天皇、空海に弘法大師の諡号を贈与
- ・ 九九四年 落雷により壇上伽藍のほとんどを消失
- ・ 一〇一六年 高野山の復興に着手

続いて手入れた人工林としては、江戸時代に植林した奈良県川上村の下多古村有林が国内最古であるとしている。樹齢二八〇〜三八〇年のスギやヒノキが林立し、三重県内初となる文化財建造物の修理用資材としてのモデル供給林や、研修林として文化庁の「ふるさと文化財の森」に選定された⁽⁴⁾。

ところで、木曾山開発が本格的に始まるのは一六世紀後半からであり、西日本に比して林業の歴史は浅い。また統一国家以前の戦国期からは、各地の大名によって城郭や武家屋敷、寺社といった大型建造物がこぞって建設された時代であった。それらの建造物は自然災害だけでなく戦乱によって焼失することも多く、城下町建設等の木材需要は極度に逼迫することとなった。しかし、開発し尽くされた西日本には、もはや供給の余力は無

く、そこで注目されたのが東日本であり木曾山であった。

近世初期木曾山の様子を原田文夫氏の論考から一部を抜き書きすると以下の通りである。

(前略)信州大学理学部酒井潤一助教授の花粉分析と層位などの研究から二千年前にはヒノキの比率は最高であり、木曾五木と広葉樹を伴った森林である。この森林は原生林であり、いわゆる千古斧が入らない森林である。胸高一mを超える木も多く生立していたとすれば樹齢千年以上になっているヒノキもあったであろう⁽⁵⁾。

江戸開府以降の建設ラッシュは、戦国期にも増すさらに極端なものであった。それまで木曾山で働く林務従事者はごくわずかであり造材や運材技術も未熟であった。これに呼応したのが西日本から移入してきた技能集団であった。しかし木曾川での運材法は未だ確立しておらず、伐採後の流失等による損失は甚大であった。それで、ともかく需要を確保するために木曾川本流筋を中心とする無計画な乱伐、つまり粗放的な経営法がなされたのである。

それでも初期木曾山は広大であったため資源の枯渇は免れていた。手間や先行投資が必要な育林・造林といった積極的な営林事業は実施しなくともよかったのである。しかし木曾式伐木運材法といった高度な技術が確立するにつれ、ついには年間百万本を超える強度伐採事業が数十年にわたって行われることとなった⁽⁶⁾。そのため、無尽蔵な森林資源を持つと言われた木曾山も次第に尽山化していき、土砂崩れや洪水等の自然災害も頻発するに至った。そこで尾張藩は、留山・巢山という禁伐地の設定や木曾五木と称する禁伐木の制定といった林野統制を徐々に強化していった。これらの施策は、住民生活の犠牲のもとに進められたのである。そして後年、「施

業方針たるや、所謂掠奪作業又は放置林業にあらずして、立派なる斫伐計画を有するものなるに於いては、我が木曽の檜山こそは、我国最古の施業按により行はれし択伐作業の賜にして、偶然にして成れるものにあらざるなり。」と評価されるまでに回復していったのである。⁽⁷⁾

ここで木曽郡下のおもな町村誌等から近世のヒノキ植栽の記録を抜き書きしてみる。

まず享保一一年(一七二六)に山村家御用達役所により、関所周辺にスギ三千本、宇山にヒノキ・サワラを一万三三本植えたが、これらの植栽は活着率が低く失敗に終わっている。さらに天明六年(一七八六)、藩は伐採した後の切株のまわりに一株ごとにヒノキ・サワラまたは雑木を二―三本必ず植え付けるようにとの廻状を出した。さらに上松の木曽材木役所は、天保一三年(一八四二)から弘化四年(一八四七)にかけて、伐出後や切畑跡でヒノキ苗の植え付けを命じたが、これらはことごとく失敗したという。つまり近世施業した木曽のヒノキ造林の成功例は確認できていないのである。

さて筆者は、これまであまり明記されていなかった木曽谷のヒノキ造林最古の記録として、大桑村の定勝寺文書を記しておきたい。

場所は大桑村大字須原上山御料地(通称金比羅山)であり、宝永五年(一七〇八)、勝野某がヒノキを献木・植栽した記録である。その後、寛政五年(一七九三)にも三千本を補植した。しかしこの上山御料地のヒノキは、昭和一四年(一九三九)の戦時強度伐採期に皆伐された。その際の伐木樹幹解析の結果、宝永・寛政期の樹齢年数とほぼ一致した旨の報告がなされている。⁽⁸⁾ 今残っていれば現存する日本有数の人工ヒノキ林であったに違いない。

なお人工植栽ではないが、王滝村瀬戸川国有林には嘉永期(一八四八―五四)の人工播種の記録があり、およそ一〇haの林分に一ha当り三八〇m³の蓄積があるとの報告がある。⁽⁹⁾ また参考として、人工植栽として現存する日本最古のカラマツ林は、同じく一八五〇年頃、小諸藩による浅間山に植栽したものを挙げておく。⁽¹⁰⁾

二 「諸苗木栽培一件綴込」にみる植栽事業

筆者は四〇年ほど前、国立国会図書館農林水産省付属図書館分室(現林野庁林野図書資料館)において大部の「林政史資料」(写)を閲覧させていただく機会を得た。その折、標記資料から「一件綴込」の書写を見つけ、さらに数年後長野営林局文書資料館で原本に触れることができた。この原本は、長野営林局が昭和五〇年(一九七五)上松町赤沢自然休養林内に「森林資料館」を開館した折、営林局の関係文書として上松営林署に移管し、資料館に展示するに至った。⁽¹¹⁾

また前述の「林政史資料」(写)について徳川林政史研究所は、昭和四六年(一九七二)に、『日本林制史調査資料』総目録を発刊した。⁽¹²⁾ 所長の所三男は、「農林省山林局が『日本林制史資料』(全三千巻)を編纂刊行するに當り、わが國林制の沿革に関する資料を、全國にわたって探訪調査した際の一大成果である」という序を寄せている。この調査は大正一三年(一九二三)から一〇数年の長期にわたるもので、資料の大部分は戦火等により紛失した。残りの一部は東京大学図書館と徳川林政史研究所に保管されているとも記している。これらのことから林野図書館所蔵の「林政史資料」は、『日本林制史調査資料』の原本の一部かもしれない。明治以降の木曽谷に

おける官民有境界査定に関する資料一つとってもそれは膨大な量であり、これらの一部資料は国立公文書館つくば分館へと移管したが、「林政史資料」は現在も林野図書資料館で保管している。⁽¹³⁾

(一) 植栽地について

「一件綴込」にある計画書「檜木植付日数書奉差上候」に記された植栽地は、表1にあるように四地区である。

この計画書は後述(二(四))の植木師降旗喜代三が明治九年(一八七六)四月一〇日、筑摩県参事高木惟矩宛に提出したものである。

国土地理院地図を加工した図(次頁)によると、北の子持山から南の松山までの距離はわずか一〇km強の「木曾川筋運輸便利之場所」であることがわかる。当時四地区は住民の公有地(明山)であり五木等の優良木はほとんどない草山であつたに違いない。

(二) 費用総額 一二六五円

「培栽経費及び檜実子実播き付け経費」は、表2の通りである。

この費用に関して、請負人の降旗と、筑摩県高木惟矩参事、地理寮及び内務卿大久利通らと多少の行き違いが生じたが、ほぼ要求通りの予算が認められ事業は実施へと進んだ。ところがこの植栽地はかつて明山(公有地)であつたことによる問題

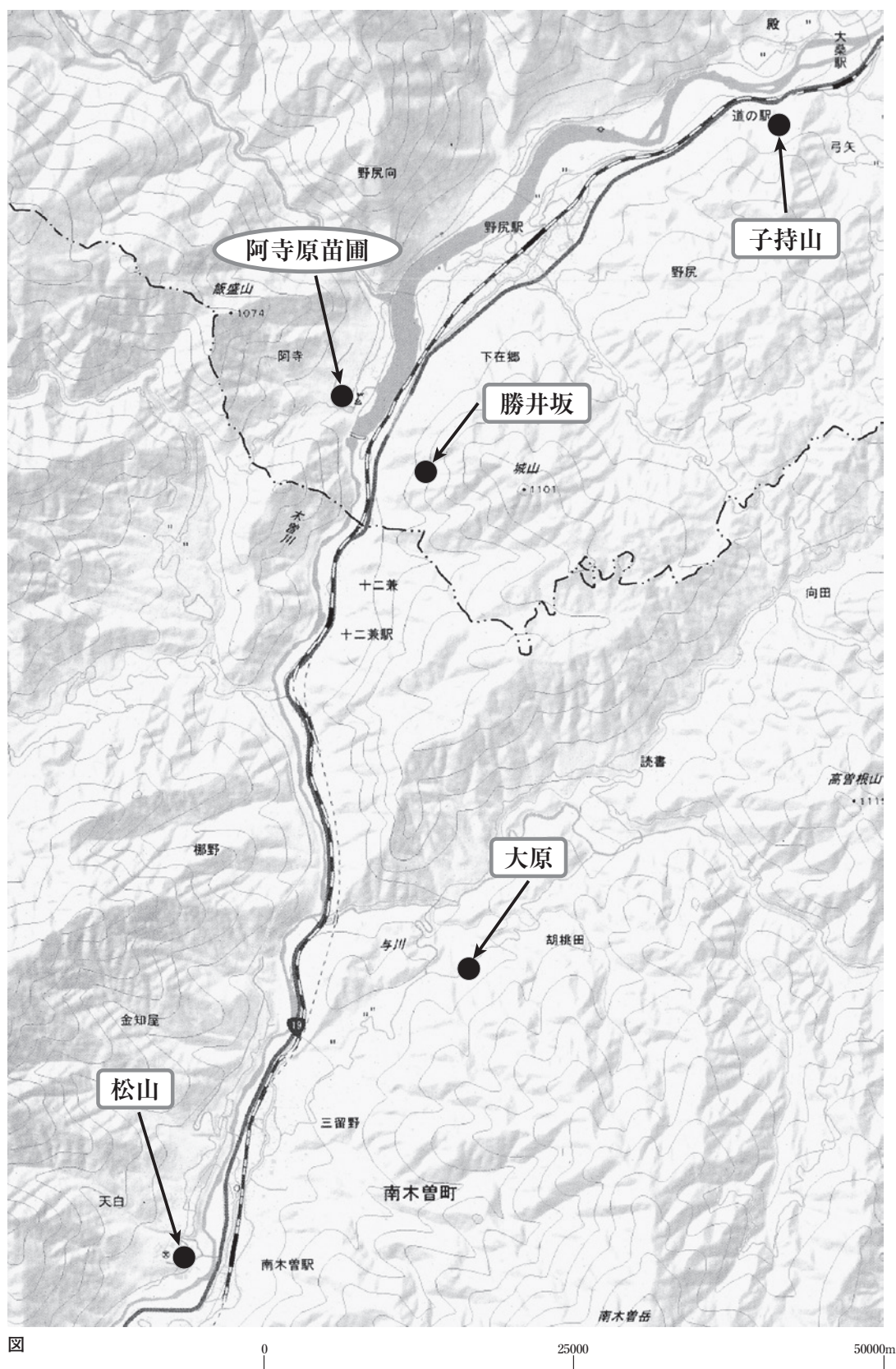
表1 植栽地及び本数・日数

場所(現在)	植栽本数	植栽日数
大桑村子持山	14万本	5日間
大桑村勝井坂	1万本	1日間
読書村大原(現南木曾町)	26万5千本	9日間
読書村松山(現南木曾町)	8万5千本	5日間

表2 培栽経費及び檜実子実播き付け経費

培栽経費 1150円			但し総丈8・9寸精選の仕立て苗 但し運送培栽並びに時々見回り共一式
①	苗代	550円	但し苗1本あたり1厘1毛 官林中より上品の実生苗掘り取り培付け候共、うろいり或はねじれ木等に可相成に付、精選の仕立て苗木買い上げ培栽の積もり
②	植え付け	450円	但し苗1本あたり9毛 培栽手数料、及び3か年間時々見回り、自然植枯れ、あるいは生立方不宜苗等は植え替え一式請高
③	運送費	150円	但し苗1本あたり3毛 運送並びに荷造り請負高
檜子実蒔きつけ経費 115円			
①	檜子実1石	75円	但し子実1升到付金75銭 これは檜子実最精選の分買い上げの積もり
②	蒔きつけ経費	20円	但し子実1升到付金75銭 これは苗代4坪の所へ子実1升蒔きの積もり、もっとも3か年間時々見回り植え替え培養共一式請負高
③	米糠	20円	

が生じた。それは住民が飼育していた木曾馬が前年亥年(明治八年(一八七五))に試験的に植栽した勝井坂のヒノキ苗を踏み荒らすことであつた。そこで稚樹を保護するため、植栽地の周囲に籬(竹や柴で目を粗く編んだ垣根)を設置することにした。その費用として勝井坂は長さ一二六間金九円一七銭、大原は五一六間金二六円一九銭、松山は一五〇間金六円八五銭(子持山は記載されていない)、計四二円余りの追加予算を要したのである。



なお木曾馬は小型の在来馬で、温和な性格のため扱いやすく、農耕の使用や厩肥を得るためにも過半の農家が飼育していた。また蹄鉄無しで山野を活発に動き回る特徴を持っていたため、木材の運搬等にも欠かせない存在となっていたのである。

(三) 植栽作業の実際

「檜苗培栽日表」から作業で培栽した本数を表3にまとめた。予定では二〇日間の作業日程であったが、雨天等により三〇日近くを要したことがわかる。

表3によれば、まず四月二三日に大桑村子持山に入山し、二四日から植

栽作業を始めて、途中雨天のために一日休みとなったものの作業は順調に進んだ。五月一日は距離の近い大桑村子持山と勝井坂で並行して作業が行われ、勝井坂はわずか一日で終えている。その後、読書村松山・大原へと移動した。途中、松山で作業を中断して大原に戻り、川で苗木を運ぶなくなった。そこで松山での作業を中断して大原に戻り、川水が落ち着いたところで再び松山に入り残りの大原へと移動している。なお、一二日からは植栽だけでなく、大原・松山・子持山で連日植え替え作業も行っている。実際の植栽数は当初の予定と多少変わっていて、子持山（二万二九二〇本）・勝井坂（二万二六六本）・大原（二万四五六四本）・松山（五万二三五〇本）であり、合計は計画通りちょうど五〇万本となっている。

表3 檜苗培栽日表

月 日	場 所	作 業	培 栽 本 数
4月23日	大桑村子持山	現地入り	
24日	〃	下刈り・選木・運送	
25日	〃	〃 〃 〃	17,340本
26日	〃	〃 〃 〃	17,340本
27日	〃	〃 〃 〃	33,060本
28日		雨天により作業中止	
29日	大桑村子持山	下刈り・選木・運送	32,000本
30日	〃	〃 〃 〃	37,140本
5月1日	〃	〃 〃 〃	16,134本
	大桑村勝井坂	〃 〃 〃	11,166本
2日	読書村松山	無・無・無	
3日	〃	無・無・無	29,435本
4日		無・選木・運送	
5日	読書村大原	〃 〃 〃	
6日	〃	下刈り・選木・運送	25,658本
7日	読書村松山	〃 〃 〃	27,343本
8日	〃	〃 〃 〃	28,572本
9日	〃	無・選木・運送	22,915本
10日		雨天により作業中止	
11日	読書村大原	無・無・無	
12日	〃	無・選木・運送	26,655本
13日	〃	無・無・無	21,512本
14日	〃	〃 〃 〃	24,510本
15日	〃	〃 〃 〃	23,667本
16日	〃	〃 〃 〃	28,077本
17日	〃	〃 〃 〃	19,469本
18日	〃	〃 〃 〃	23,594本
19日		雨天により作業中止	
20日	読書村大原	無・無・無	21,629本
21日		無・無・無	23,873本

筑摩県は作業に当たって「檜苗木植付改方概則」を作成した。苗木と苗木の間隔を三尺ごとに植えるように指示し、また作業員には朝夕、苗木の本数を確認させ、受払帳に何本受けて何本植えて何本残っているか、いちいち検印を押すよう徹底させていた。これらの作業の様子は現場に出張している筑摩県官吏馬淵政次郎が、県に五月一〇日には中間報告書を提出し、その後六月二日に培栽が成功竣功した旨大久保に提出している。

(四) 降旗喜代三のこと

「一件綴込」には、筑摩県下第一大区八小区筑摩郡北深志町拾番丁第四百四拾番屋敷居住の植木師降旗喜代三筆の文書が多く収録されている。降旗が筑摩県参事高木惟矩宛に提出した事業計画・請負・陳述・経理等多くの文書等から、植木師としての高度な専門性や「培養方法熟練之者」として複雑多岐な渉外をも無難にこなす経験知や洞察力を垣間見ることができ、また九年五月の「金三百六拾八円九拾五錢」の受取領収証には、降旗本人の他、受人として北深志町一番町の永岩永十郎と同町八番町竹内政衛が名を連ねている。永岩や竹内ら植木師仲間と共同して、苗木の栽培や購入、苗圃の開墾を含め、これら植栽作業全般に携わっていたことと思われる。

降旗が活躍した当時の中信地区松本平は、県下佐久地方と比肩して近世後期新たに育苗技術が開発された地域であった。その代表的産地は、波田町・山形村・朝日村・安曇郡常盤村などがある。松本市今井の古池氏屋敷林では、ヒノキやスギ等の針葉樹や広葉樹が混交する人工林として近世後期からの樹層が見られることから、松本市はこの屋敷林を唯一の天然記念物として指定している。降旗はこういった地域環境のもとに育ち植木師として着実に力を付けていったのであろう。⁽¹⁴⁾

ことに降旗が発足間もない筑摩県の高木参事らとどのように接触し、また未知である木曽地方の官公事業に参画していった術を知ることができない。ただ当時、松本平で幅広く植栽使用していた檜種の大多数は木曽産であったという事実はその契機となったのであろう。

三 植栽四地区の推移・現況

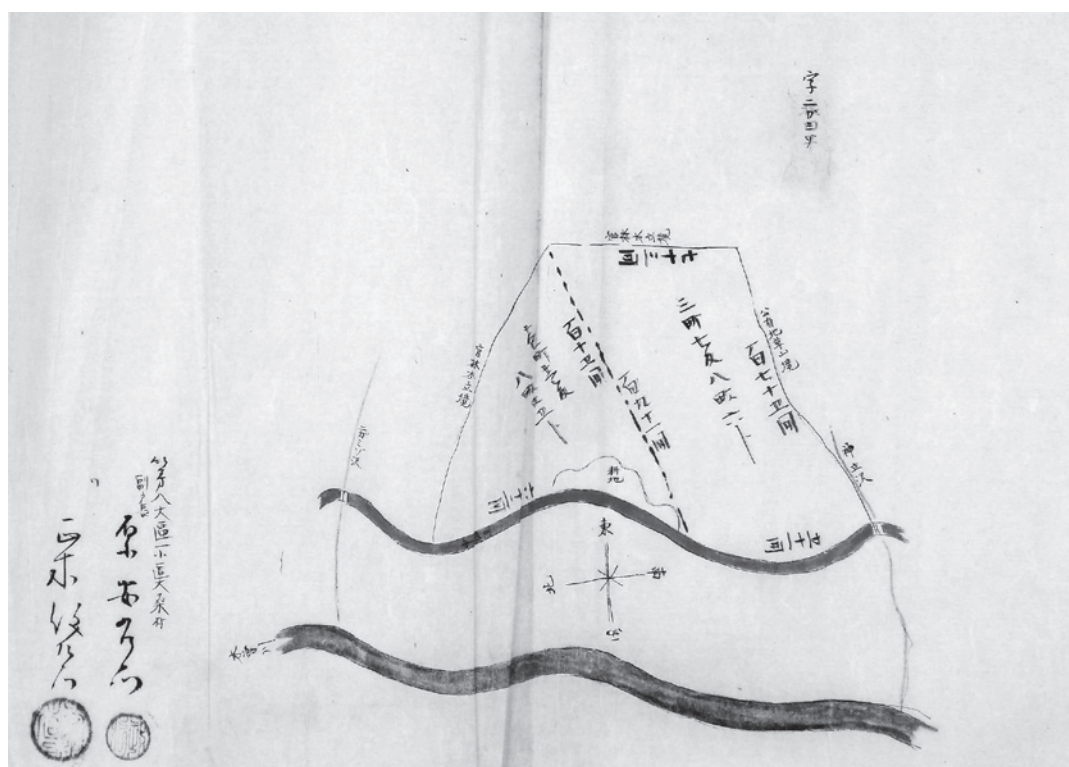
(一) 推移と現況

以下は「一件綴込」に添付された明治九年の地図と現況の写真である。

① 大桑村子持山について

地元では、子持山という地名でさえあいまいとなっている証言の最も少ない地である。たまたま「天保十一年吉田平九郎翁木曾道中日記」(木祖村誌編纂室所蔵)を閲覧していた際、偶然にも子持山と掲載した地図に遭遇した。「一件綴込」の絵図とあわせてみると、植栽地は元々公有地であった。かつてこのあたり一帯は一時ニガミゾ官林とも称し御料地に編入されていたが、期待する成果が上がらなかったためか、その後一部は苗圃として活用されたこともあった。昭和六年(一九三二)御料局による存置御料見直し(宮内省告示第二九号)にあたって、不要な林地となり解除後は村有地となった。⁽¹⁵⁾

明治三四年(一九〇二)、後掲する史料一とともに、大桑村長木戸が第三七號として「ニガ溝」御料地(子持山のこと)の下付願も綴られていて、「明治八年檜苗植付ノ為メ 旧筑摩県ニ於テ官林ニ編入ヲ達セラレタル(中略)其後該地ノ内四反三畝四歩ヲ檜苗栽培ノ為苗圃地トシテ開墾セラレタルモノ」との記述がある。子持山の植栽には芳しい成果が上がらなかったため、その後一部を苗圃として活用したのであろう。戦前には伝染病等の隔



地図① 大桑村子持山(ニガミゾ)



写真① 道の駅「大桑」(後方が子持山)

離病棟や戦後の一時期には村営の教員住宅が設置されたこともあった。

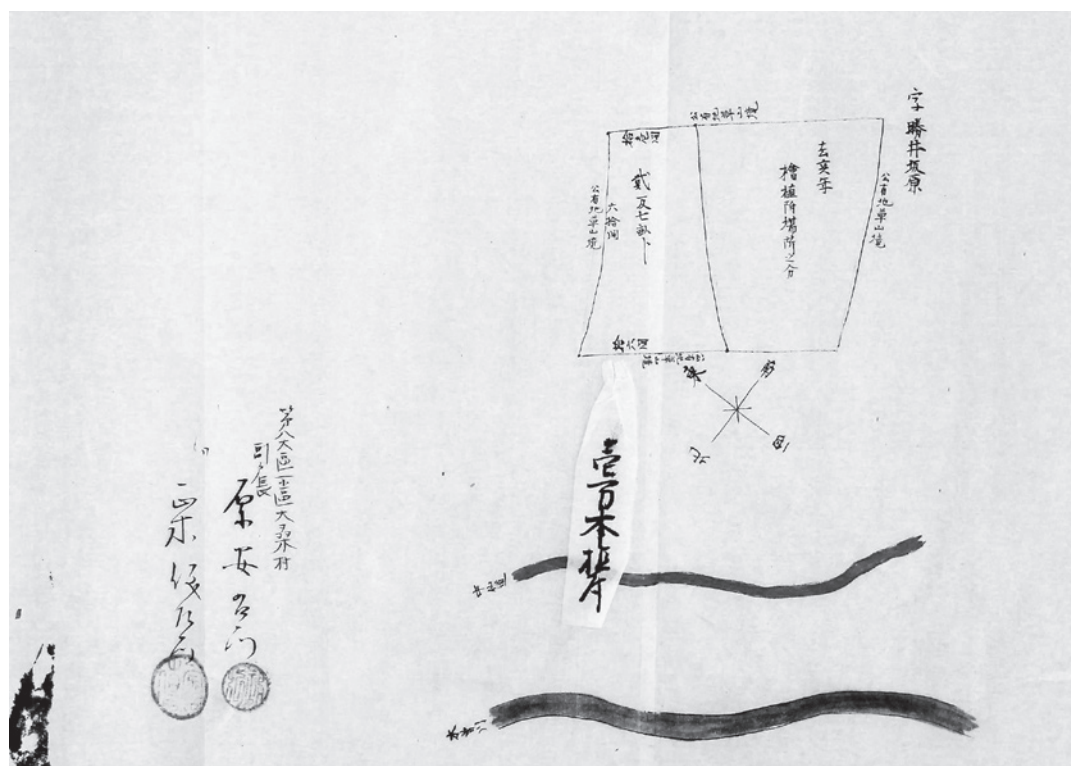
少ない証言の中から、現大桑村長・坂家重吉氏から「戦前の一八年、近くの大島集落が大火災にあった際、また戦後新設した大桑中学校の建設に当たって、ニガミヅ付近からヒノキを伐り出したことがある。」とのお話が聞けた。これについて『大桑村誌』で確認すると、大島火災の復興用材としての記述については無記載で、また中学校の建設資材についても、小川一の沢と上郷の猿沢村有林から伐採したとの記述があるだけで、子持山との関連については触れていない。植栽した地は現在の道の駅「大桑」周辺であり四haあまりの山地である。この地に植栽された一五万二九二〇本は、地元でさえ記憶に無い幻のヒノキとなっている。

② 大桑村勝井坂について

勝井坂は大桑村と南木曽町境にある天王洞国有林内にあり、現在木曽森林管理署南木曽支所が「は林小班」(天王洞国有林一二五三は林小班)の略称)として管理している。アクセスとしては、野尻隧道の岐阜県側出口から徒歩で東斜面の勝井坂沿いに一分ほど上った傾斜地に立地している。面積わずか〇、八四haという狭小な林地で、天王洞国有林の最西端に位置し民有地に接している。「一件綴込」の四地区のなかでは植栽本数はわずか一万本にすぎない。

地図にある「去亥年 檜植附場所之分」は明治八年のことであり、どこかの官林のものは不明であるが、上品の実生の苗を掘り取り植付したものである。続く九年に他の三地区とともに一万本を植栽した。

近年の学術報告としては、昭和五四年の成果をあげておきたい。⁽¹⁶⁾



地図② 勝井坂



写真② 勝井坂

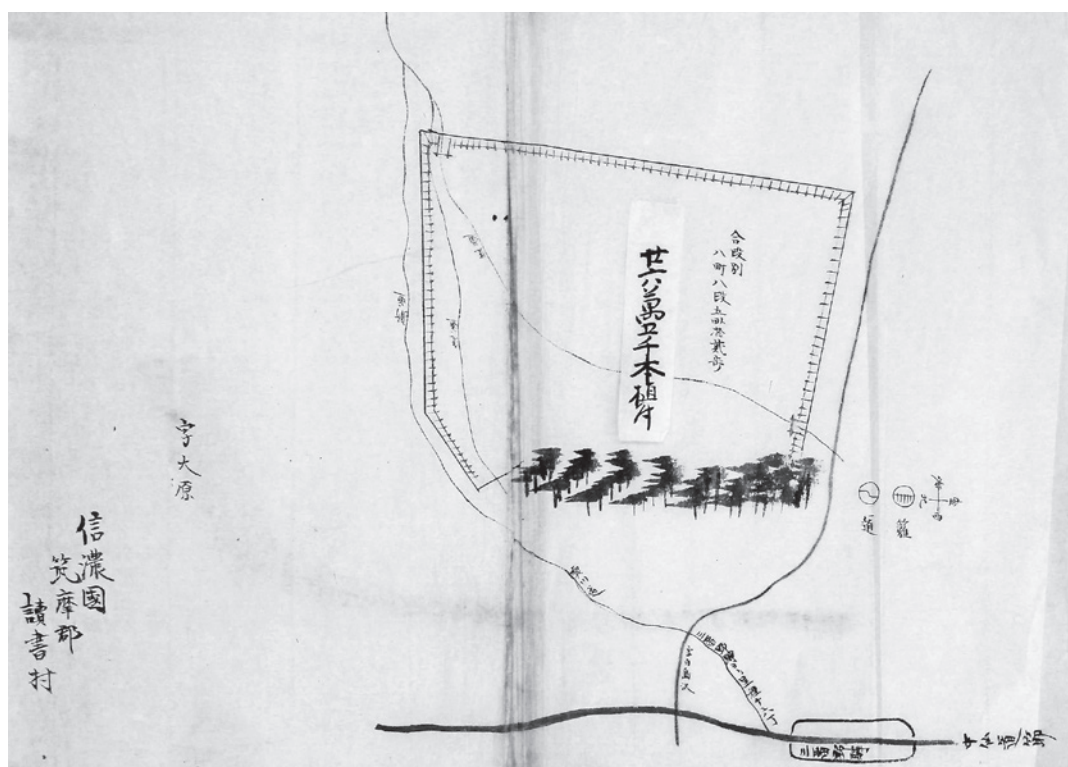
調査資料によると立地条件(平均標高六五〇m・傾斜三〇度・総本数四八二本・胸高直径三〇・九cm・樹高二五・〇m)であり、樹齢約百年を経過していて材積から見ると十分天然林に匹敵すると記述されている。かつての天然林とその後の植栽林との混交は見られず純粋な人工造林帯であろう。現在整然としたヒノキ林が展開し、あたかも天然木と見まがう樹齢百五〇年近い大径材を有する圧倒的な美林地帯を形成している。規模こそ小さいが、それは木曾郡下の赤沢休養林(上松町)や水木沢天然林(木祖村)、油木美林(木曾町)にも匹敵するのではないだろうか。なおこの学術報告以後四〇数年を経ていることから、現在の総本数は幾分か減じているに違いない。

この地は、御料局によって他地区のような存置御料見直しの対象とならなかった。官林↓御料林↓国有林と推移し、平成四年(一九九二)には「天王洞ヒノキ高齡優良人工林(展示林)」に設定されたため、今後も大切に保護されるに違いない。

③ 読書村大原(現南木曾町)について

この大原地区は、二八万本もの苗木を植栽したが、現在は一本も存在していない。なお地元の証言によると、昭和四〇年代までは一部大きなヒノキが残っていたという。明治三四年、木曾御料林伐採跡地植樹によって苗圃として三六〇万本の苗木床替え地となり、平成元年までその役割を果たしてきた。その一部はニガミゾ官林と同じように、昭和六年御料局による存置御料見直しによって解除された。

また『木曾郷土図譜』(木曾教育会発行)には、昭和一〇年代苗圃の写真が掲載されている。これによると苗圃の路線部や境界線上に多数の樹木が



地図③ 読書村大原



写真③ 大原のヒノキ母樹

繋つていて、これが明治九年植栽のヒノキであったなら、樹齢六〇年近くになっていたであろう。

戦後においては、長野営林署が郡内では最大の苗圃として利用してきた。また現地に残る御料局、および長野営林局が活用したヒノキ母樹の多くは大径材となっていて、現在、長野県木曽地方事務所林務課が南木曽町から借用し採取を続けている。

一時期県農業開発公社も活用していたが、平成九年以後は南木曽町が管理している。令和五年現在、電力会社の架線張替工事に伴って資材運搬のためのヘリポート場を建設中で、あたり一帯はセイタカアワダチソウが大規模に繁茂した状態にある。

④ 読書村松山（現南木曽町）について

木曽川右岸の段丘上にあり、伊勢小屋沢南の現県立蘇南高等学校周辺の地である。培栽が成功していれば、木曽川近くに面していて、材木の流送上、経営的にはもともと有利な地であったに違いない。

このあたり一帯も、子持山や大原と同じように存置御料見直しによって解除された。現在町有地と民地が錯綜している。この地に、昭和二八年、蘇南高校が新設された。しかし「一件綴込」のヒノキの植栽に関することや、建設工事に伴ってヒノキの伐採が行われたのか等、地元での証言からは未だ把握できていない。植栽のヒノキが残っていれば、高校建設当時には樹齢七〇有年となっていたはずである。

平成四年九月、営林署OBや郷土史家らと現地調査をした折、高校入口近くの杉林の中に、樹齢百数十年、胸高直径四〇cm以上のヒノキ大径材が



地図④ 読書村松山



写真④ 読書村松山ヒノキ切株跡



写真⑤ 新たに発見されたヒノキ

複数存在することを確認した。五万―三万五〇本のうちの生き残りであったろう。ところが令和四年(二〇二二)この大径材が伐採されたという知らせがあつて、翌五年一〇月再調査を試みた。確かに直径七一cm及び六四cmで、樹齢一五〇年前後のヒノキを含む伐採跡を確認した。これでこの地の「一件綴込」のヒノキが総て消滅したのではないかと思われたが、林業技術師を含む調査員の探索によつて、高校下の急斜面で胸高四〇cmを超える新たなヒノキを一〇本近く発見することができた。伐採されたヒノキよりやや細目ではあるが、岩塊が露頭する悪条件下での成育環境から「一件綴込」のヒノキであろうと断定した。さらに調査は出来なかったが、高校の北側伊勢小屋沢沿いにも同様のヒノキの存在が想定される。木曾川縁から高校への通学路を進むと、西側に今回発見したヒノキがあり、さらに進むと南東側に伐採されたヒノキ跡地がある。この通学路は、元々高校建設のための工事用道路であつたことから、この道路が開削分断される以前は、連続したヒノキ林帯の存在が想像される。今回新たに発見できた高校下のヒノキは、災害防止保安林として恐らく今後の伐採は免れるであろう。

四 培養事業の歴史的背景と意義

(一) 内務省による積極的造林施策と木曾山

表4は、木曾山での明治前期山林制度の変遷と植栽の経過をまとめたものである。⁽¹⁷⁾

明治政府による森林制度の歩みの中で、積極的な造林施策が出されたのは、明治四年(一八七二)七月の「官林規則發布」であろう。しかし表4で

見るように、発布後の数年間は新政府による行政区画の編成や官林制度が目まぐるしく変化し混沌とした時期であつた。「庶政未だ緒に就かず、財政困厄の折柄、窮余の一策として、木曾山林を三萬円(中村弥六氏は十五萬円といふ)に天城を一萬円に売却する」案まで検討したといふ。⁽¹⁸⁾

さて第一章「木曾山に見る木曾ヒノキの歴史」で見えてきたように、近世初期からの木曾山は五木を中心とする莫大な蓄積量と広大な面積があつた。そこで手間や先行投資が必要な育林・造林といった官林事業は必要なかった。強いてあげれば、林野に生えている幼木を直接掘り採るか、挿し木から植栽する程度のものであつた。実生から苗木を仕立て三―四年も手間をかけた造林法は、木曾山では一般的に普及した方法とはいえない。

明治一一年三月には、「部分木仕付条例」により官有となつた無木立の山野を、出願に応じて貸与し植栽させて収益を分けようとした政策がおこなわれた。さらに県による造林についての条例は、同一四年の有名な「山林保育の達」(県乙第一七号)まで待たなければならなかつた。そのためか一五年に開催した「山林共進会」での報告を見ても、木曾山はもちろん長野県においても、明治初期段階では育林の開始時期について全く触れていないことがわかる。⁽¹⁹⁾ さらに『信濃山林会報』第一号(明治三五年(一九〇二))では、「本県八三十年森林法発布以前ニ於テハ林政トシテ施設ノ見ルベキモノナシ」とまでいいきつてゐる。また全国においても本格的に施策が始まるのは明治一〇年代からであり、一一年から八年間の造林実績⁽²⁰⁾によると、年間植栽本数の平均は三万三本程度に過ぎない。しかもこれは木曾山に限らず長野県全体の傾向であつたとも言える。

加えて、日本近代林学の先駆者である松野礪が、ドイツ留学を終えて内務省山林局地理寮木石課に就職したのは明治八年のことであつて、松野は

表4 山林制度の変遷と木曾山植栽の経過

明治元年	9月	明治と改元
2年	1月	木曾福島村興禅寺に名古屋藩総管所を設置
	4月	民部省を設置(林政事務を所管)
	8月	民部省・大蔵省を統合
3年	7月	民部省・大蔵省が分立
	8月	民部省に地理司を設置。民部省「官林規則」を制定
4年	7月	廃藩置県により木曾谷は名古屋県管轄となる 民部省「官林規則」を發布
	11月	木曾谷は名古屋県から筑摩県に編入
5年	2月	本山盛徳、筑摩県租税課土木掛としてこの年木曾山に入る
	5月	筑摩県は「信濃国木曾谷官林之儀ニ付伺書」を提出
	6月	大蔵省達「官林無制限払下」を發布
	7月	壬申地券の公布、地租改正局を設置
6年	9月	地租改正条例の公布
	11月	内務省の設置を布告。後半、本山盛徳の木曾山林調査開始
7年	1月	内務省地理寮発足
	2月	筑摩県の本山・高橋定一・佐藤平蔵による官林調査
	6月	筑摩県「木曾官林公有私有地取調伺」を提出
	8月	地理寮官員の深井寛・原純による官公私有区分調査。本山の実地再検終了
	11月	「地所名称区別」の改正、公有地の官民有区分の達が指令
	12月	本山、筑摩県中属を免職
8年	3月	地租改正事務局を設置
	5月	木曾川筋運輸便利の場所へ檜苗培栽として地理寮官員の深井寛外壺名派出(降旗も同行したであろう)
	6月	地租改正事務局乙三号達、一部官林地の民有編入が可能に。公有地の名称が消滅 内務省達乙第七八号により、官林伐採跡地植栽計画を立案しこれに要する苗木の育成のため阿寺原など着手 大桑村勝井坂へ官林中から掘り起こしたヒノキ苗木を試験的に植栽
	12月	乙第一一号達、乙三号を訂正し公有地の民有化の取り消し
9年	3月	施業案編成過程の先駆、積極的営林事業の第一歩として「官林調査假条例」を制定
	5月	地理寮松尾英澄・原、筑摩県佐藤平蔵ら6名による再調 23日より大桑村子持山から本格的にヒノキの植栽を開始。5月21日終了 阿寺原を開墾苗木仕立場とする 官民有再調査により、地理寮深井・清水徳威・小崎利英、筑摩県小原忠道・川地・杉浦・後藤が加わる
	6月	筑摩県宮下・小林と助手・雇い入れも加えて大規模な調査を開始
	8月	長野県と筑摩県が合併、以後長野県となる
10年		長野県「木曾谷公用地無代下渡並立木払下之儀ニ付伺」提出 旧公有地20万町歩のうち3万町歩を無代下渡、五木は有償払下
11年	3月	「部分木仕付条例」發布。官有となった無木立の山野を出願に応じ貸与し、植栽後収益を分けようとした政策
12年		郡区町村編成表により木曾一円は西筑摩郡となる
	5月	内務省山林局設置
13年	6月	上記の伺「部分木仕付条例」の認可
	8月	上松玉林院に山林局木曾出張所を設置。御用掛に山本清十*が就任
14年		県における造林についての条例「山林保育の達」が發布
	4月	山林局は農商務省設置に伴って内務省から移行
	5月	「木曾谷山地官民有区分儀ニ付御再調請願書」提出
	7月	山本清十「山林取締規約」を發表
	10月	木曾出張所を長野山林事務所と改称

*北條浩「明治国家的所有の確定と山林政策の展開」(『明治国家の林野所有と村落構造』御茶の水書房、1983年所収)では、山本清十のことを「国有林野体制強化を、法制をともなって実施しようとする典型的な絶対主義的官僚」としている。

この時期木曾山には全く関与していない。つまり西欧先進国の林業技術や政策が国内に紹介されたのは、その後の事業であったのである。また内務卿大久保利通が地理局に命じ、東京府西ヶ原村御殿山に樹木試験場を設けたのは明治一〇年のことであった。

以上示したように、文献では明治前期木曾山の造林事業については全く扱われていないのである。

(二) 植栽年について

ところで木曾森林管理署は、展示林「は林小班」を木曾谷最古のヒノキ人工林地であるとし、その植栽年を次のように説明している。⑦木曾森林管理署第三次経営計画森林調査「ヒノキ人工林植栽年度別面積植栽表」では明治一八年(一八八五)、①「野尻署における人工林ヒノキの最古植林地の経過調査について」は翌一九年。②旧野尻営林署発行「展示林の概要」は二〇年。③「植栽地成績表」は推定で二一年としている。これら資料によつて植栽年には数年のばらつきがあり、確定できていないともいえる。そこで筆者は、これまでの四地区に関わる資料を再検討した結果、木曾森林管理署の公表を遡る明治八、九年ではないかと考えてみた。以下にその理由について記してみたい。なお複数の識者が同行し、ご教示いただいた現地調査は、平成四年(一九九二)・九年・令和五年(二〇二四)の三回である。

先ずは史料一を提示したい。⁽²¹⁾

史料一 第四四號 字大桑村野尻字天王洞御料地下付願出願の要旨並びに理由

願地ハ従前原野ニシテ往古ヨリ野尻区有地タル、參千二十五番イ號長兵衛沢ヨリ八人石マテ 原野二十二町九反二十七歩ノ地所ニ属スル小字勝井坂原ニシテ、往古ヨリ野尻区字下在郷農家ノ放牧場タリシヲ、明治八年中官庁ニ於テ山林地況上北向ノ場所へ檜苗試植ノ為メ採用ノ達アリ、同年六月内務省官吏出張該植付場所垣建築見積書ヲ徴セラレ、更ニ筑摩県官吏出張植付ニ関シ請書ヲ徴セラレ、同時ニ馬垣建設ノ請負ヲ聞届ラレ、遂ニ檜苗ヲ植付其際植付場所御用掛巡回ノ上、地元タル野尻区副戸長等ノ検印ヲ為セシコトアリ、故ニ現今ニ於イテモ、更ニ老樹巨木ハ勿論其伐跡ダモ存在セズ、只僅カニ試植セル檜ノ区画整然トシテ、四方原野ノ内ニ生立シアルノミニシテ、其近傍ナル御料地字天王洞トハ別種ノ現況ナルニヨリ、元来官有地ニアラズシテ区有地タリシコト明カナリ、又檜苗植付場馬垣建設後モ、從來其ノ地ニ放牧セラレタル馬匹慣習上、自然ニ垣柵内ニ侵入セシコトアルニ徴スルモ、其以前区有地牧場タリシコト明カナルニ依リ、之カ下付ヲ請フト云ウニアリ

上記史料は、大桑村長木戸垣一が、二六年後の明治三四年、御料局に天王洞御料地下付願を提出、三五年に「不許可の指令」を受けた願書の一部である。傍線部で「現今ニ於イテモ、更ニ老樹巨木ハ勿論其伐跡ダモ存在セズ、只僅カニ試植セル檜ノ区画整然トシテ、四方原野ノ内ニ生立シアルノミ」とあり、これは天王洞御料地の「は林小班」を説明しているものである。さらに史料一に続く不許可の理由を見ると「旧明山ノ内土地官有区分ニ先タチ明治八年中官用苗地ニ編入セシモノナレハ、提出ノ証拠ヲ願地ノ民有タル証左トナスヲ得サルヤ論ヲ俟タス」とある。つまり旧明山であつても、官有区分より先に官用苗圃として編入したものであるから、住

民の下付願は認めることはできないと却下したのである。「は林小班」が官か民かのどちらかであるかはともかく、植栽年を八・九年とすれば、明治三四年の出願当時には、樹齡二〇数年に達していて、文中にあるように整然とした一区画を形成していたに違いない。

以上のことから「は林小班」は、八・九年ものを含めて、一八年もの、さらにはその後には補植したヒノキの存在さえも考えなければならぬ。そこでこの疑問について、筆者は三〇年ほど前、当時の営林署担当者から次のようなご教示をいただいた⁽²²⁾。「は林小班」は八・九年に植栽したとすれば、その後大半が幼木の段階で枯損したため、一八年以降に再び大規模な補植を加えた結果であろう」と。この見解は恐らく妥当であると思われる。

植栽に関わった降旗は、請負条件として三年間(文書によつては四年間)に渡り補植の責を負っていた。これを果たすべく作業を進めたが、その多くは活着せず失敗した。そんな中「は林小班」は他地域に比して成績はよかった。そこで、降旗の補植以降も帝室林野局(御料林)時代まで重なる手入れが行われたと考えるのが、自然であろう。

(三) 公有地の廃止へ

内務省は、明治七年一月には、「地所名称區別更正の太政官布告」を發布し、さらに「太政官達一四三号」をもつて、これまで官有・公有・民有に三区分されていた全国の山地を、公有地の名称を事実上廃止して、官か民かの二区分を求めた。これにより内務省は、制度によつて優秀な営業的価値のある公有地の囲い込みを進めたのである。これは、明治になって

も旧藩の慣習を色濃く残していた公有地(明山)での既得権を否定したものであり、その踏襲を主張していた住民側の生活権を奪う暴挙であったとも言える。ことに優秀な美林地帯であった木曾山にあつては、全域で官と民とのせめぎあいが見え、顕著に表れた地域となつたのである。

明治九年の添付地図によると、大原と松原には公有地の表記は見られないが、勝井坂の四囲全てが公有地草山境と記載され、子持山にも南側に公有地草山境の表記が見られる。このことから九年段階になつても官側でさえ日常的に公有地という名称を使つていたと考えられる。つまり子持山と勝井坂にあつては、すべてが公有地の只中にヒノキ苗が植栽されたことになるのではないか。後述史料七の「御請書」から、住民との合意が九年四月に初めて成立したとなれば、史料一の下付願を却下した理由は如何なるものであつたか、今後の検討課題としたい。

(四) 綴り込まれた文書からの検討

「一件綴込」の中から、ことに重要と思われる史料二・三・四・七を以下に載せる。また「一件綴込」と共に「森林資料館」に寄贈された「明治一三年」農商務省木曾山林事務所長山本清十「當用綴込」があり、ここに所収されている史料五・六も加えて検討してみたい。

一番古い文書は史料二で、明治八年五月である。

史料二 記

反別壺丁歩此坪数三千坪

一 仕立苗木四拾五萬本

此檜種壺石蒔付

但一坪付百五拾本植付ノ積

一 経費金拾八円九拾五錢 但苗木蒔付仕立入費共同

内訳

金貳円 檜種壱石代

同壱円五拾錢 蒔付手間代

同四拾五錢 肥し小糠三斗代

同三円 貳年目根拵ノ為植替手間

同拾貳円 三ヶ年目同断

右、苗木御用被仰付候ハバ、前書入費積之ノ通ニテ御請負可仕候、然ル上ハ、蒔付併行ニ乞度植替根拵共精々念入不都合之無様可仕、依テ入費積書奉差上植え付ケ候、以上

明治八年五月十五日

筑摩県下信濃国松本町十番丁百四十番屋敷

降旗喜代藏 印

内務省地理寮出張

深井 寛殿

山本章造殿

史料三 明治九年一月

昨年十二月廿五日附ヲ以テ、檜苗培養入費等御取調御開申相成候處、其中檜実蒔付入費膺リ昨年當寮派出ノ官員実地ニ就キ松本住降旗喜代三ナルノ者ヲシテ取調候處、別紙ノ通り請負申出、霄壤ノ違有之候間、篤ト御詮議之上、至急御解答有之度此御掛合候也

明治九年一月二十五日

地理頭 杉浦讓

筑摩県参事

高木惟矩殿

史料四 明治八年十二月 木曾川筋運輸便利之場所江檜苗并檜種培養経費之儀ニ伺

一檜苗五拾万本 但惣丈八九寸精選之仕立苗

(後略)

綴文書には、この後費用の明細を記述している。その一覧表は、前述(第二章(一)費用総額 表2「培養経費及び檜子実播き付け経費」)の項を参照されたい。綴の続き本文は以下の通りである。

右ハ、当県管下信濃国木曾谷木曾川筋運輸便利ノ場所へ、檜苗培養トシテ本年五月中地理寮官員深井寛外一名派出ニ付、当県官員同行出張セシメソレゾレ運輸便利ノ場所へ檜苗培養、ナオ将来盛大ニ培養ノタメ、苗木仕立テ場トシテ大桑村地方字阿寺原開墾相成候ニ付、檜種蒔キツケ及ビ官林中ヨリ上品ノ実生檜苗掘リ取り培養ノ積モリ調べ、本年秋分ノ候、当県ヨリ具状及ブベキ旨前郡派出官員ヨリ協議コレアリ候ニ付、トクト取り調べ候トコロ、該所村々ノ儀ハ、最寒氣非常ニシテ、積雪ノコロニ至リテハ地上三寸四寸モ凍ミ上リ、故ニ秋氣ニ種卸アルイハ檜苗培養候トモ過半損傷ニ属ベクニ付、来春雪解ケ培養適度ノ時ニ至リ着手ノ積モリ、去ル八月中具状及ビ候トコロ、書面申シ立テノ趣聞キ届ケラレ条、来春雪解ケ次第、時期ヲ失セズ様早々ト着手ノ積、前モツテ入費等詳細取り調べズ伺イ出ズ云々御指令ニヨリ、即チ取り調べノトコロ、前条ノ通り、経費一二六五円ニテ至当ニコレアリ候条、御施行相成ベク共コノ旨相伺申候也

明治八年十二月二十五日

筑摩県参事 高木惟矩

内務卿 大久保利通殿

史料五 木曾川筋檜種蒔付及実生苗木植付ノ儀ニ付申上写

木曾川筋運輸便利之場所へ檜苗木植付之為、先般地理寮深井寛外一名派出ニ付、當縣官員同行出張セシメ運輸之便否地味之肥瘠等篤ト実施検認之上、夫々植付相成猶將來盛大ニ栽培候為メ、大桑村地方荒蕪地字阿寺原旧名古屋藩領中凶歳予備ノ為メ、一旦開墾馬鈴薯相仕立候様ニハ最適等ノ地ニ有之候、開墾出来相成候ニ付、本年秋分ノ頃ニ至リ、檜種蒔付及最寄官林中ヨリ上品ノ実生檜苗木掘取①凡四五拾万本程植付之積取調、當縣ヨリ具狀可有之趣、前件深井寛外一名ヨリ先般同行出張セシメ候官員へ掛合有之候間、②培養方法熟練之者篤ト為取札候處、③該地ノ義ハ、信濃国之内ニ於テモ最山間荒陬之地ニシテ、隆冬積雪之候ニ至テハ地上三四寸モ凍上リ、故ニ暖國一樣ニハ難見做、依テ仮令ヲロシ或ハ苗木倍栽候トモ、過半損傷ニ属シ可申趣ニ付、来春雪解春分前後栽培適度ノ季節ニ至リ、明細取調具狀及候様致度此旨申上置候也

明治八年八月廿三日

内務卿 大久保利通殿

筑摩縣權令 永山盛輝

史料二では「四拾五萬本」とあるが、史料四では「五拾万本」と増加している。これについては、史料五傍線部①の中で、「凡四五拾万本程植付」とあり、計画の段階では幅を持たせての数値であったことがわかる。しかし、史料三傍線部によると、事業計画は地理頭杉浦讓が「霄壤ノ違有之」として認可を一時保留した。そこで筑摩県は一二月に降旗を詮議した結果、降旗から「松本ト木曾谷トハ物価ノ高低有之儀」「三カ年間見回リノ入費モ書キ落トシ」といった釈明を受けた。また半面筑摩縣權令永山は降旗を「培養方法熟練之者」と高く評価していたことから、大久保は翌年二

明治前期木曾谷ヒノキ造林地に関する一考察

月、「書面苗木植付并子実蒔付等之方儀ハ、追テ當省官員可令派出候条暫ク相見合セ、出張ノ上篤ト遂協議着手候儀ト可相心得候事」という一文をつけ漸く事業の許可をしたのである。

ところで史料五では、木曾山のことを「該地ノ義ハ、信濃国之内ニ於テモ最山間荒陬之地」としているにもかかわらず、当時全国で最も先駆的な試みを実施した地域としての姿が見えてくるのである。

史料六 官林へ諸苗木栽培等ノ儀ニ付伺写

客年中、御省乙第七拾八号ヲ以テ、官林伐木跡地或ハ官有地ニテ、後來官林ニ相成候テモ差支無之、運輸便利ノ場所ヲ選シ、地味適当ノ樹木植付ノ積、取調具狀可及旨御達ノ趣了承仕候、則取調候處、別冊ノ通ニ有之、尤管内一般従前旧藩々所領、中官林へ諸苗木栽培、或ハ諸種蒔付等ノ儀無之ニ付、苗木等至テ乏敷不得止ニ付、買上培養ノ積、就テハ信濃国筑摩郡波田村地方字下原荒蕪地ハ、頗ル場廣ニテ梓川南岸運輸至便ノ地之苗木仕立場ニハ地質適当ニ付、開墾ノ上將來盛大ニ諸苗木仕立或ハ残地ノ分へ、苗木栽培ノ積取調候處、別冊ノ通ニ有之、依テ別冊相添此旨相伺申候 右ハ季節差替居候条至急御指令仰望候也

明治九年三月十四日

筑摩縣參事 渡邊千秋

内務卿 大久保利通殿

文初にある「客年中御省乙第七拾八号」とは、内務省が設置された後の八年六月、明治前期における法令の中で最も積極的造林に関わる画期的な政策であったと言える。これを基に官林伐採跡地植栽計画の立案と苗木の育成が本格化していくのである。

ところが史料四・五にあるように、八年五月の段階で「右ハ、當県管下信濃国木曾谷木曾川筋運輸便利ノ場所へ、檜苗木栽培トシテ本年五月中地理

寮官員深井寛外一名派出」とあり、さらに史料二から四地区と苗圃の阿寺原を前提として予算計上していることから、木曾山での施業が「乙第七八号」に先んじて計画されていたことを示している。また四地区のうち亥年の八年には、勝井坂に試験的にヒノキの苗木を植栽していることから、前年の七年には深井寛と原純による官公私有区分調査の折に、植栽に向けての検討や予備調査が始まっていたかもしれない。この作業を請け負った降旗も年月日は確認できないものの早くから実地踏査をし、事業の企画運営予算化へと進めたのであろう。

ところで木曾では「一件綴込」に要した五〇万本という量は確保できなかった。そこで松本平の安曇郡常盤村が代替地となったのである。さらに波田村下原荒蕪地（現在西瓜の名産地として知られる）の開墾に加え、苗木の仕立地として木曾郡内でも湯舟沢村霧ヶ原（三町八反一六歩）、同村上の沢（二町八反歩）、大桑村阿寺原（二町歩）、読書村柿其字小吹（一町五反歩）の四カ所を苗圃として開墾した。⁽²³⁾その後苗圃は四カ所の他駒ヶ根村や王滝村など郡内各地へと広がっていった。なお上の沢と阿寺原は昭和三〇年代まで苗圃として使用された。この霧ヶ原、上の沢、阿寺原、小吹の苗圃は内務省御決議として、九年三月には施業按の編成過程の先駆として「官林調査假条例」が公布された。「一件綴込」にある木曾の四地区が、これら施業の時期と重なることからそのモデルケースとして実施されたともいえる。それはともかく前述（二の（三））の筑摩県官吏馬淵政次郎の報告に見られるように、内務省が主管した事業であったことは間違いない。明治前期、未だ西欧の近代技術が導入されていなかった時代、営利的に失敗したとはいえ、その後の御料林事業に少なからぬ影響を与え生かされていたことであろう。

なお、内務省による七年八月の木曾山での官公私有区分調査にあたった深井寛は、その後省内において木曾山林の実情を最も知りつくした政策執行者として、筆頭の官僚となっていたのである。

（五） 本山官山について

ところで植栽を実施した八年・九年といえ、筑摩県官僚本山盛徳によつて木曾山の公有地や民地が暴力的に収奪された（六年末～七年八月）直後であった。

本山の事績を大まかに記せば、以下の通りである。本山は佐賀県貫属士族出身で、戊辰戦争時に蓮池藩の海軍として秋田県酒田に滞陣、その後酒田県の書記となり、山形県少属を経て明治四年十二月に筑摩県一二等となった。二か月ほど東京出張所に出仕した後、五年二月租税課の官林・土木・営繕・地券取調掛に着任。六年には権大属に昇格し、六年一月から木曾山林調査を開始した。七年八月実地再検終了。この間、飛騨や伊那も含め木曾谷各地で贈賄事件を引き起こした。七年十二月に免職。木曾山の官民区別に携わった期間は実質一年未満であった。

木曾住民は、尾張藩政時代に認められていた木曾山での権益、例えば薪炭や家木・秣場等を確保するために自由進退してきた明山を、本山によつて一方的に収奪されたとして「本山官山」と命名し、今の世に伝えている。一方、その明山に住民が檜を植栽すれば、本山が言う「五木ある地はすべて官林である」という論理を自らの手で既成事実化させてしまうことになるのではないか。そこで当時本山の強権的手法を認知していたはずの住民側の意識はどうであったかを、「一件綴込」にある文書から検討してみた

い。

史料七 御請書

當村地内字勝井坂原ト申處工、去ル亥年檜苗木植付相成候處、右地積位置貳反七畝分エ今般苗木御植付被成度旨、右ハ公有地之儀ニ付村内一同工相申聞候處、別紙絵図面ケ所異存無之旨申出候間、御都合次第御植付被下度因テ御請書奉差上候也

明治九年四月 第八大区一小区大桑村

副戸長 正木儀左衛門

原安右衛門

筑摩県参事 高木惟矩殿

「御請書」の文言によると、副戸長を始め村内一同は、勝井坂原への苗木植付には異存なく、しかも御都合次第植付被下度と承諾したことがわかる。この請書を見る限り、住民側は官側に対し不満を示した様子は見られない。しかしここで疑問なのは、この地が「公有地ノ儀ニ付」と副戸長自らが断わりを入れていて、受け入れが九年四月になっていることである。何故八年の段階で押印しなかったのか、記録にはないが両者の間に大きな壁があつたに違いない。なお他の三地区も九年四月に同様の請書を調印している。

ところで、住民側には次のような事情があつたことを記しておきたい。

「意見ニ逆ヘハ、本山ハ鞭ニテ打ツテモ其意見ヲ通ストノ事ヲ噂ニ聞キ居タル為メ、其調査ニ不満ナリシモ、口先キニテハヨロシキヨ一ニ取計ハレタキ旨申シ居リテ、其境界ニ付本山ノ意見ニハ反抗スルモノナカリシ」⁽²⁵⁾ だつたのである。そこで、早くも翌年の一月には、駒ヶ根村（現上松町）小川カヤノで部分的な下戻しの請願が始まつていて、さらに郡内各地で、⁽²⁶⁾

その請願が多発していたのである。数年後の明治一四年には、木曾谷全体で「木曾谷山地官民有区分之儀ニ付御再調請願書」が長野県に提出され、これ以後二〇数年の長期に渡る大事件として展開していくのである。なお四地区一帯も木曾谷山林事件の係争地に含まれていることを明記しておきたい。

この点について、北條浩は「本山官山は筑摩県と明治政府と合作であるとともに、それは、すでに官林に編入されていた旧尾張藩〓名古屋県支配の御林等をそのまま明治政府が官林としてひきつぎ、これを維持強化した策の一つであつた。木曾山林事件は、なによりも、木曾谷人民の頂点にあり、この問題を指導し、処理した村落上層部の者たちに重要な責任がある。」と結論付けている。⁽²⁷⁾「御請書」にある「村内一同工相申聞候處：異存無之旨申出候」の部分はこれを物語っていると言えよう。

ところで、八・九年の植栽が全て失敗していれば、官側にとつて草山である公有地を官地化するメリットは少ない。ところが狭小な山地である「は林小班」のヒノキの一部は活着に成功した。そこでこの地を官地編入への理由付けにしたのであろう。本山官山とはもともと自然林として生えていた「檜」が対象であつた。それがこの地では人工的に植栽した林地であつても、絶対的な権力によつて官地化されていった事実を象徴している。その結果、その後の補植木をも加え八・九年もの一部は現在に至るまで生き残つたと思うのである。

植栽作業をするのも住民、それを見つめるのも住民、村落上層部に責任を嫁すこともできなかった住民たちの言葉である「ヨロシキヨ一ニ取計ハレタキ旨」の本音は、いったい如何なるものであつたろうか。先々を見通す術もない住民側の代償は余りにも大きかつたといわざるを得ない。筆者

は調査の中で、現在「は林小班」と境を接する民林の所有者から、この植栽事業に直節関わった住民の証言を聞くことができた。⁽²⁸⁾「これまでの明山は自由に立ち入るができたし、五木でなければ生活資材に利用することができた。それが明治時代になってから刈敷や馬草を刈ることさえも有料となった。山から締め出された曾祖父七之助ら住民は、とにかく日銭を稼ぐために植栽作業に参加せざるを得なかった」と。

さらには生活苦に直面した者は七之助ら農民だけではない。それまで参勤交代を始め街道流通に従事してきた商人や職人を始め、木曾谷住民は根こそぎ苦境に立たされた。さらに杣や日雇といった林業従事者の多くは官公伐木事業も激減したことにより、他県の天城や角桁山等へと転出を余儀なくされたのである。そこで自活できない住民らは官林内に侵入し、境界標柱の付け替えや盗伐等の不法行為をもって抵抗もした。そのため、一時松本や飯田の収監所はこれらの人々で溢れたという。伝統工芸品、例えば塗櫛や檜笠、漆器などの加工製品に付加価値をつけて販売し、また養蚕や製糸業等で安定した生業を営めるようになるには明治中期以降を待たねばならなかった。⁽²⁹⁾

おわりに

「はじめに」で載せた拙稿「県下最古のヒノキ造林地の研究」が、筆者の怠惰な歩みによって内容が少しずつ変わり、研究対象はいつの間にか木曾谷から明治政府へと広がってしまった感がある。それはことに当初記述予定をしていなかった内務省地理寮に関することである。発足間もない地理寮が人工造林事業として恐らく全国に先駆けて木曾山で実施したのであ

うことを述べてみた。しかしこの事業は木曾山に限ったものであったかどうか。しかも掲載した資料はわずかであり「一件綴込」に関わる資料は、恐らく徳川林政史研究所及び長野県立歴史館にも数多く所蔵されているであろう。この件一つとっても、全く未調査のままの報告となったことは否めない。そこで先学の皆様からさらなる関連資料の提供やご指導をいただければ幸いである。

ところで令和五年調査の折、同行の林業技術士より四地区と同年代と思われる造林ヒノキが他地区においても現存することをご教示いただいた。⁽³⁰⁾場所はかつて木曾郡山口村（現岐阜県中津川市山口）道の駅賤母に隣接する東山魁夷「心の旅路館」の横に広がる中部森林管理署賤母国有林内にある。史料の裏付けはないが、四地区の「勝井坂」や「松山」のヒノキにも見劣りしない見事な樹体を顕現する。ここに隣接する賤母国有林は「賤母ヒノキ等植物群落保護林」に指定されていて、上松町赤沢休養林等と同じ二次林としての価値も期待される。本稿で採り上げた勝井坂・松山・賤母の造林ヒノキの存在は地元の方にもほとんど知られていない。これらの貴重なヒノキが持つ歴史・文化・環境的価値を再認識し、現状の保存管理と今後のさらなる有効活用を願うものである。

この小研究をまとめるにあたって、数多くの方々からご支援・ご教示をいただきました。紙面の都合上全ての方を掲載できないことをお許しください。先ず現地調査においては古根丈弘・上本文夫・坂家重吉・下起幸一・田中淳司・細野耕司・高橋徳・勝野忠の各氏。史料提供や解釈については太田尚宏・上田雅男・山口登・古幡和久・中畑孝史・上田雅男・松尾輝明・原浩美・松川志郎・松原和恵・立野直緒・伊藤幸穂の各氏。編集には後藤芳孝氏。ことに藤田英昭氏には投稿に当たって校正を含め細部にわ

たつてご労苦をおかけしました。皆様方のご支援に感謝申し上げます。

筆を擱くにあたり、大学の恩師で前徳川林政史研究所長竹内誠先生からは半世紀以上にわたる学恩とご厚情を、また病床にあつても励ましをいただきました。先生の生前中に本小稿をまとめることができなかった浅学非礼な我が身を恥じ入るばかりです。またそんな私に執筆の機会を与えてくださった現研究所長深井雅海先生にも心よりお礼申し上げます。

註

- (1) 地元木曽では天然のヒノキを「檜」または「松」と漢字を使い、人工林を「ひのき」と平仮名書きして区別する。以下にあげる「一二五三は林小班」のヒノキは、人工林であることから「ひのき」と表記することが適当であるが、文中では天然物にも触れる都合上、本稿では総称して「ヒノキ」と記す。
- (2) 佐藤敬二著・全国林業改良普及協会編『日本のヒノキ』上・下巻(全国林業改良普及協会、一九七一一七三年)等。
- (3) 信濃毎日新聞平成二六年一月六日「二世紀の空海」参考。『林業技術史』第三巻にも詳述。
- (4) 川上村HPより(<https://www.vill.kawakaminarajp/source/>)。
- (5) 原田文夫「木曽林業史」(平田利夫ほか編『木曽ひのき』林土連研究社、一九九七年所収)。
- (6) 所三男「近世木曽山林の保続対策」(徳川林政史研究所発行「研究紀要」昭和五二年度版、一九七八年)。長野営林局『木曽ヒノキ総合調査』(一九七九年)ほか。
- (7) 大久保寛一「木曽ヒノキ林の成立と舊幕の施業案」(『林學會雑誌』一二二巻二号所収、一九三〇年)。
- (8) 「檜高齢造林地調査報告」(『日本林学会大会講演集』所収、一九四一年)。
- (9) 藤野泰助「木曽ヒノキ天然林について」(大日本山林会編『生まれ変わる林業地』大日本山林会、一九七三年所収)。
- (10) 「浅間山カラマツ植物群落保護林の管理調査報告書」(中部森林管理局)。

明治前期木曽谷ヒノキ造林地に関する一考察

- (11) 原本は一時「森林資料館」で展示されていたが、現在は森林鉄道記念館に移管。そのコピーは上松町教育委員会上松町誌編集室に収蔵。
- (12) 国文学研究資料館太田尚宏氏からの資料提供による。
- (13) 林野図書資料館上田雅男氏からの資料提供による。
- (14) 清水香代「長野県のカラマツ造林の歴史と復活への取り組み」(『森林遺産の種類』第六巻所収、二〇一七年)参照。
- (15) 『帝室林野局五十年史』(帝室林野局、一九三九年)。
- (16) 古畑研二・古幡和久「野尻署における人工林ヒノキの最古植林地の経過調査について」(『中部森林管理局業務研究発表集所収』)。
- (17) 参照した文献を以下に記す。『上松町誌』第三巻・歴史編(二〇〇六年)、町田正三「木曽谷御料事件」(銀河書房、一九八二年)、北条浩「明治地方体制の開拓土地改革」(御茶の水書房、一九八〇年)、同「明治国家の林野所有と村落構造」(御茶の水書房、一九八三年)、北条浩・太田勝也編『日本林業・林政の史的研究』(橘書院、一九八〇年)、日本林業技術協会編『林業技術史』(第三巻)(一九七三年)、「木曽林業技術史」(『林業技術史』、林業発達史調査会編『日本林業発達史』(林野庁、一九六〇年)、平田利夫ほか「木曽ひのき」林土連研究社、一九九七年)、長野営林局編『木曽ヒノキ総合調査「要約版」』(一九七九年)、農林省山林局編『林野官民有区別処分ニ関スル法規集』(橘書院、一九八一年)等。
- (18) 大日本山林会編『明治林業逸史』続編(一九三二年)、成川房幸記。
- (19) 藤田佳久「近世における育林の成立時期とその地域差について」(徳川林政史研究所「研究紀要」昭和54年度所収、一九八〇年)。
- (20) 山内倭文夫「日本造林行政史概説」(日本林業技術協会、一九四九年)。
- (21) 「御料局明治三五年 土地整理簿三十一信濃」(『林政史資料 払戻記録』林野図書資料館所蔵)。
- (22) 当時野尻営林署事業課長西尾實氏の証言による。
- (23) 前掲「木曽林業技術史」(『林業技術史』、同『日本林業発達史』)。
- (24) 註(17)北條浩著書を参照。
- (25) 林野庁編『林政史資料』第二巻Ⅱ国有林野下戻訴訟記録(二)梅本亀太郎の証言より。

(26) 註(17)町田正三著書に同じ。

(27) 註(17)北條浩に同じ。

(28) 現在一帯が天王洞国有地と隣接する野尻下在郷地域の明山を利用していた下

起幸一氏談。

(29) 『明治林業逸史』、『日本林業発達史』町田正三(17)に同じ。拙稿「木曾山に

かける村人の願い」(『上松町誌』)、同「木曾御料林事件の一考察」『信濃』第三八
卷第一二号所収(一九八六年)。

(30) 南木曾町在住田中淳司氏より。